

リオタールとヘーゲル

——争異と弁証法的差異¹

ジェローム・レーブル

リオタールは『リオタール寓話集』の最初の寓話「マリーは日本で」において、出張中の女性哲学者の思考の流れをたどっている。旅の疲れは皮肉へと転じる。マリーは自分が文化の小さな流れによって貫かれており、歓迎され商業的に称賛されるよう期待していることに気づく。彼女は講演の計画においてさえ、みずからの特異性を失うことを心配する。「平凡ね」と彼女は言う。「それはどの点で、あなたの差異を表現しているの。どこに行ったの、あなたの他性は。どんなつまらない男でも、ドイツのボーフムの誠実な教区司教オルディナリウス〔平凡な男〕でも、あなたの代わりにそうできるでしょうね²。ところでボーフムは、ヘーゲル・アルヒーフのある場所である。

実際、マリーがリオタールに戻りボーフムの教区司教がヘーゲルに戻るとき、他性はどこに行くのかと自問することができる。一方では、それは弁証法の閉鎖性によって吸収されるように見える。しかし他方では、他性は必ずしも開放性の試みに付き添うわけではないのかもしれない。開放性の試みは、閉じたシステムを全体主義的システムと同化させる〔同一視する〕ことで、それ自身が同化や排除の装置と化す危険をつねにはらんでいる。他性はむしろ、閉じたシステムとそれを囲む不確定な世界との関係のうちに見出されるのかもしれない。

以上が、〈争異〉の思想と差異の弁証法的思想とを対決させることでわれわれが検証したい考えである。そうすることによって、争異に固有な解放の力を、美的、法

¹ この論文は、シンポジウム『争異』、美学と倫理における含意」での講演に由来している (Académie royale des Beaux-Arts, Copenhague, février 2000)。〔*Le Différend* の訳書名は『文の抗争』(法政大学出版局、1989年)であり、différendには「抗争」の訳語があてられているが、ここでは「争異」と訳す。なお他の用語については、原則として訳書にしたがった。〕

² Lyotard, *Moralités postmodernes*, Galilée, Paris, 1993, p. 18.

的、政治的領域において評価することにした³。

1. 争異の論理と倫理、あるいは法の非弁証法的批判

法の即座の敗北

リオタールにおける〈争異〉は法の領域との関連で定義されているが、その一部となっているわけではない。「争異は、係争とは異なり二つの論証に適用しうる判断規則を欠くため、公正に解決しえない（少なくとも）二当事者間の紛争の事例であろう。一方の論証が正当であることは、他方が正当でないことを含意しないであろう」⁴。係争は法の内側にある観念である。なぜなら係争は、二つの論証に同一の法則を適用する判断規則によって解決しうるからである。これに対し争異は、法的な規範から遠ざかる。争異は、法を即座に問題のあるものに変えるのだ。

この「問題」⁵とは、法の二律背反である。法は普遍的なものとしてしか有効性を持ちえないのだが、普遍的なものが支配していない事例に直面し、一方の当事者によって利用されさえする。この二律背反が法の限界を定め、上位の領域すなわち倫理の領域に入りこむことを法に禁ずる。倫理の領域では、特異で法制の外側にある争異が意味を持つ。

法の外的批判とガス室存在否定論のスキャンダル

法廷の舞台が告訴に対して開かれるのは、法の言語を語らない者にはわずかな機会も与えることなく法を囲いこむためではない⁶。告訴が法の言語において語りえないとなるやいなや、法の舞台は損害と告訴人を締め出して再び閉じられる。こうして損害〔*dommage*〕は不当な被害〔*tort*〕となり、告訴人〔*plaigant*〕は犠牲者〔被害者, *victim*〕となる⁷。それゆえ法の閉鎖性は、法の本質的な外在性をもたらし、この外在性自体が外的批判を必要とする。

よってそのような批判は、まさに弁証法の啓示のひとつであるように見える。こ

³ 注1を見よ。

⁴ Lyotard, *Le Différend*, Minuit, Paris, 1983, p. 9.

⁵ *Ibid.*, p. 10.

⁶ *Ibid.*, p. 24.

⁷ Cf. *ibid.*, p. 25.

のことは、争異が労働者と雇用者というふたりの人物のあいだで演じられるときに理解される⁸。法のシステムは、労働力に対して開かれる。法のシステムは、ふたりの人物、つまり被用者と雇用者間の公正な契約を要求する。よってこのシステムは、被用者の告訴を受理する。しかし係争は、同時に労働力であり商品である労働者の経済的定義にかかわる場合に争異と化す。とはいえいかなる法廷も、労働者自身の経済的原理について判断する能力はない。法廷は、労働力を商品へと変える契約の閉鎖性を、労働力の矛盾した本質を含めずに確認することしかできない。「法哲学批判」は、ここで「政治経済学批判」を基盤として再構成され、〈争異〉自体が最大の弁証法的差異という形で、すなわち矛盾として現れる。

法は、係争を生むような、利益の小さな差異を均等にすることができる。そうであるとしても、法は争異という極限的差異を消滅させることはできない。換言すれば、法の歴史は、解決された争異の歴史となることは決してないであろう。それどころか、法は自己の矛盾には作用しえない。この矛盾は、争異に参加しつつ、すべての紛争に終止符を打とうとする点にある。法は、自己を乗り越えることでこの矛盾を内面化し乗り越えることはできない。法はより広大な歴史の契機ではなく、歴史の法廷は存在しない。法の歴史と歴史の〈法〉は、リオータルにとっては無差異〔in-différent〕である。このような立場は意識的で意図されたものであり、弁証法の論理を乗り越えようとする、矛盾という強固な概念によって説明される。

リオータルがじつに独特な挑戦をみずからに課していることを想起しなければならない。すなわち、ガス室存在否定論を争異の激化として解釈することである。ところで、「ナチスの収容所にガス室はなかった」という文によって開始されたいわゆる歴史の修正は、まさしく歴史の否定である。それは、直接的な証言、当時の文書、要するに歴史の一次資料に反対する。ついで、それは法の否定となる。なぜならあらゆる法廷に不可欠な、証拠の手続き自体を無に帰すからである。

ガス室存在否定論は、ガス室の証人は定義上死んでいるため証言できない、というように定式化される矛盾を利用する。それゆえいかなる告訴人も、自分が被った不当な被害の証拠を法廷に提出できない。しかも告訴人は、定義上ガス室の経験を体験していない生存者である。死者と生存者が共有するこの矛盾が、生存者の生を

⁸ Cf. *ibid.*

構成している。語ることに沈黙することの不可能性を基盤とするプリーモ・レーヴィ、エリー・ヴィーゼル、ホルヘ・センプルンの著作を想起されたい。この意味で、犠牲者という地位は死者から生存者へと広がり、生存者は永続的に同じ不当な被害を被り続ける⁹。よってガス室存在否定論は、矛盾したものが存在しないことを示すためにこの矛盾を利用する。かくしてガス室存在否定論は、犠牲者の存在そのものを否定する。「あなた方は犠牲者であるか、あなた方は犠牲者でないかのどちらかである。あなた方が犠牲者でないなら、自分が犠牲者だと証言するあなた方は間違っている（あるいは嘘をついている）。あなた方がこの不当な被害を証言できるゆえに犠牲者であるなら、不当な被害は不当な被害ではないということだ¹⁰」。

いかなる弁証法も、犠牲者や法のためにこの矛盾を取り除くことはできない。しかも犠牲者という地位には、いかなる恩恵も決してない。このようなわけで、フォーリッソンの裁判での勝利のいずれもが倫理的スキャンダルとなったにもかかわらず、——リオタールが執筆した当時は——フォーリッソンが法廷の審議に抵抗するように思われたのである。

それゆえガス室存在否定論それ自体と戦うのは、可能な限り外的な批判だけである。すなわち、「 p ：あなたはある不当な被害の犠牲者である；非 p ：あなたはある不当な被害の犠牲者ではない； Vp ：文 p は真である； Fp ：文 p は偽である、とする。〔上述の〕論法は以下の通りである： p であるか非 p であるかである；非 p ならば Fp である； p ならば非 p であり、ゆえに Fp である」¹¹。

外的批判と形式化

p であるか非 p であるかであると仮定することで Fp にいたるというジレンマは、争異の論理的表現である。ある被害が被害であると定立することに成功するならば、それは不当な被害ではなく、損害である。よって、不当な被害を定立することはできない。この論理は、矛盾した含意（ p ならば非 p である）に依拠しているのだが、この矛盾からはいかなる真理も生じない。このジレンマ「がヘーゲル弁証法のばねである」（p. 19）とすれば、このばねは弛緩している。なぜなら、ある矛盾した内容を形式的に乗り越えることや、ある矛盾した形式を別の内容によって乗り越えるこ

⁹ *Ibid.*, p. 18.

¹⁰ *Ibid.*, p. 19.

¹¹ *Ibid.*

とは論外であろうからである。矛盾が形式的なものであるかぎり、矛盾は形式と内容を同一化すると称するあらゆる言説、あるいは別の言葉で言えば、自己自身のうちにみずからの指向対象を内包すると称するあらゆる言説を解体することを可能にする。

このジレンマはまさに、「自分自身を指向対象とみなす文の能力に依拠する¹²」偽推理に帰着しさえする。「わたしは嘘をついている」という文や、「自分自身を引用しない諸々の辞書の辞書を見つけること」というラッセルの教えにおけるように。リオタールはプロタゴラスを論じた補説において、言語とその指向対象との葛藤を示すために弁証術を用いることが、(高尚な意味での)ソフィストの役割であると述べている。矛盾を乗り越えるためには単に言表するために矛盾を言表する否定弁証法は、ここでは「肯定的に合理的なもの」¹³に達するために乗り越えるべき「契機」ではない。否定弁証法はひとつの帰結である。このようなわけで矛盾の唯一の解決策は、ラッセルによって以下のように定式化された論理的禁止のうちに見出される。すなわち正しく形作られた表現は、言語とそれが語るものを異なる階梯にもとづいて配列することでしか、そしてまさにそれゆえに、メタ言語と対象言語を区別することで(否定文において決定不能となる)自己参照を避けることでしか存在しえない。

しかし争異の定義そのものが、対立する諸当事者が相互理解すること、あるいはある裁定者が紛争中の諸論拠の妥当性を判断することを可能にするようなメタ言語が存在しないことを含意している。このようなわけで、リオタールはラッセルから第二期のヴィトゲンシュタインへと移行する。ヴィトゲンシュタインはあらゆるメタ言語の存在を否定し、真理が、異なった有限で翻訳不能な言語へと炸裂すると主張する。とはいえリオタールは、ヴィトゲンシュタインの思想をいささか逸脱させている。あらゆる普遍的メタ言語の不在ゆえに、ヴィトゲンシュタインは言語的实践、使用を援用し、それぞれの言語ゲームを進化させようとした。かくしてそうしたゲームのそれぞれが、数学のそれを筆頭に、決定不能部分を含むこととなる。それぞれが将来の使用に開かれたままとなり、将来の使用もまたまったく同様に、

¹² *Ibid.*, p. 20.

¹³ *Encyclopédie des sciences philosophiques, Science de la logique*, §82, trad. fr. Bourgeois, Vrin, 1986, p. 344 におけるヘーゲルの表現による。

諸項の意義とゲームの規則を変えるであろう¹⁴。ところで、リオータルにとっては言語がその指向対象とは異なること、言語が相互に異なることが本質的であるとすれば、それは認知的言語の、そして同じ動きによって法の言語の閉鎖性を立証するためである。かくして真理は、使用によってではなく、指向対象の実在性の立証という既定の手続きによって証明されることとなる¹⁵。科学、歴史、法を結びつける証明への意志は、検証という閉じた手続きにおいて実現される。反対推論により、倫理だけが真に開かれている。少なくとも、これら二つの手続きの研究が法の内的批判を余儀なくさせる。

法の内的批判から倫理へ

リオータルは、習慣的に「言語ゲーム」と呼ばれているものを「言説ジャンル」と呼んでいる。それぞれのジャンル〔類〕が、文の連鎖を決定する規則を含んでいる。そうした規則は他のジャンルには翻訳不能であり、よって形式化自体が論理的アプローチの最後の言葉となるわけではない。諸々の連鎖を把握し批判するためには、内的分析が必要である。内的分析は、主としてすべてのジャンルに共通する諸要素を対象とし、リオータルはそうした要素を文の体制と名づける。単一の文が、ひとつないいくつもの世界〔領界〕を呈示する。文、それゆえ世界が無限であったとしても、呈示〔*présentation*〕の様式は無限ではない。様式は、呈示の力域〔審級〕（指向対象、意味、受け手、送り手）を位置づけるさまざまな方法へと還元する。かくして、直示的な文、記述的な文、規制〔指令〕的な文、規範的な文——四つの主要な体制——を区別することができる。ここから帰結するのは、言説ジャンルは文の連鎖を直接的に規制するのではなく、文の体制の連鎖を規制するということである。

たとえば、規制的な文と規範的な文を連鎖させることができる。「何々をしなければならぬ、なぜならそれが法であるから」という具合に¹⁶。このような連鎖は、まさに権利問題というなじみの問題に対応している。同様に、記述的な文は直示的な文と連鎖するはずである。「何々は真である、そしてこれがそうだ〔その例だ〕」という具合に。このような連鎖は、事実の立証を可能にする連鎖であり、事実問題

¹⁴ この点については、Jacques Bouveresse, *La Parole malheureuse*, Minuit, 1971, p. 183 *sqq.* を参照。

¹⁵ Cf. Lyotard, *Le Différend*, p. 18 et p. 117.

¹⁶ Cf. *ibid.*, p. 52.

に対応している。それゆえ法の言説ジャンルを画定するためには、これらの二つの連鎖様式で十分である。

事実の立証は、それ自体問題を引き起こす。法廷は実証主義である、とリオタールは言う¹⁷。法廷は言説の指向対象と実在とを同一視する。換言すれば、「外に出てください」、「これはとても美しい」といった、指向対象が実在的ではないいかなる文も認めない。「これがそうだ」という直示文は、判断の帰結と閉鎖〔終了〕を保証する。まさしく直示文が、法の領域における連鎖の可能性を制限し、事実の指示によって立証しえないものすべてを、換言すれば認識の手續きとジャンルから逃れるものすべてを、対象外とするのである。

そうしたものの筆頭が争異である。すでに見たように、争異は認識の直接的対象とはならない。被った不当な被害は定立しえない¹⁸。不当な被害は直示文の対象とはなりえない。なぜなら、ひとたび示されれば、それはもはや不当な被害ではなく損害となるからである。より根底的には、つまり法の外的批判を統べる形式的矛盾を超えて、損害はそれが他の言説ジャンルにおいて表現しえない場合に不当な被害となる。犠牲者が直示文に到達しえないことは、それゆえ告発の非現実性ではなく、そうしたジャンル間の還元不能な差異を証明している。要するに、法の言説が文のある体制を別の体制によって（直示文を記述文によって）包摂することを要求するのに対し、争異は異質な文同士の偶然的で非ジャンルの出会いを表現するのである。

法の言説は、それゆえその実証主義ゆえに（言説の指向対象は実在的でなければならぬ）閉じている。なぜなら法の言説は、直示文によって終わるから（実在するのはこれだ）であり、包摂によって進行するから（実在するものを法によって、直示文を記述文によって）である。以上のすべての理由により、法の言説は形式的認識の規則に従属する言説であり、その唯一の目的は、諸々の事例を法に従属させることなのである。

¹⁷ Cf. *ibid.*, p. 50.

¹⁸ リオタールは『どのように判断するか』において、アウシュヴィッツ後を生きる「われわれ」について語りつつ「争異によって指向対象を傷つけられたわれわれ」と述べている。この引用とこの点については、P. Billouet, *op. cit.*, p. 110 を参照。

『争異』における法の外的批判、ついで内的批判について考察すれば、リオタールは法廷の役割を相対化するために法の形式主義の極端なジャンルを構築しているという結論に達する。法はあらゆる言説と同様、ある文の体制から別の体制への連鎖を含意している。とはいえ、認識的なものから倫理的なものへの移行は不可能である。司法は、あらゆる行為をある法律に包摂しうる事例にする。これに対しさまざまな言説ジャンルの出会い、争異とその聴取は、出来事の領域に属する。司法は、事例と事例を互いに連鎖させることで証拠を探す。これに対し倫理は、決定不能な瞬間や自由の瞬間をとらえる。リオタールが法をよりうまく論駁するために構築している法は、フィヒテが構築している法を非常に連想させる。すなわちそれは、義務の特殊性に到達しえず、道徳性に固有の内容を与えることのできない包摂と強制のシステムである。法的なものそのような制限は、ヘーゲルが自然法についての論文で書いているように¹⁹、法の適用を機械的で総括的なものへと縮減してしまう。このような枠組みにおいては、諸々の特異な意志と法が協調する余地を見つけることは不可能となる。さらには、正確には誰が強制する権利を有しているかを知ることさえ不可能となる。むろん国家は、この権利が自分のものであると主張することができる。だがそれは司法ではなく、個人に対して行使される権力にすぎない。あらゆる特異性は、法のシステムの外へと放逐される。このシステムによる決定の（認識の）判断は、道徳的要請や主体の自由をまるで尊重することなく、力によってのみ守られる。

それゆえ争異に直面した法は、別の側面での機械的強制、すなわち復讐を意図に反して作動させることしかできない。事実を要求し出来事を否定するあらゆる言説とのその形式的共犯関係が、犠牲者を圧迫する。犠牲者の倫理的行動が有する唯一の道は、法の外部での、そして法に対する反発のみである。二重に非合法的である復讐は、法そのものの不当性を暴露する。復讐は、「諸々の文の唯一の最高裁として自己を呈示する、文のあらゆる法廷の権威を否認する²⁰」。争異は、諸々の言説ジャンルの還元不能な差異を肯定しつつ、法ならざるものに正当な地位を与える。最終的にリオタールはこれを、人権の統一的で強制的な力とは対照的な「異質なものの権利」と名づけている。

それゆえ、「異質なものの権利」と差異への権利を注意深く区別することにしよう。

¹⁹ Hegel, *Du Droit naturel*, trad. fr. Bourgeois, Vrin, 1972 のとりわけ第二部を参照。

²⁰ Lyotard, *Le Différend*, p. 54.

後者は、われわれを依然として弁証法の文脈のなかに位置づける。差異への権利は、国家が個人を犠牲にして篡奪する強制権ほど形式的ではない、法的自己同一性の新たな形式への移行を禁ずるものではない。かくしてヘーゲルは『人倫の体系』において、個性がまず復讐において、ただし無限に矛盾に満ちた仕方成就することを示している。というのも復讐の犠牲者は、つねに復讐する権利を有するからである²¹。このメカニズムは、倫理と公法の根拠である諸個人の相互承認によってしか乗り越えられない。最終的なシステムにおいては、犯罪は私法と対立し同様の結果にいたるであろう²²。しかし異質なものの権利が問題となるやいなや、同質なものへのいかなる還元ももはや可能ではなく、望ましくもなく、必要でもなくなる。法と法廷が言説の同質性をあてにするのに対し、倫理は法の外部で還元不能な差異に耳を傾けることでしか成就しえない。倫理は、それゆえいかなる解決も、いかなる最終的な「結果」もめざさないであろう。倫理は、単一的で一義的なあらゆる目的性に対立し、まさにそれゆえに認識のあらゆる理想と対立するのである。

道徳性と適法性

異質なものの権利とはむしろ、差異の還元不能な権利であろう。それゆえ残るはただひとつ、実際にリオタールが、法的なものと同質的なものを同一視しつつ、そして法廷にただひとつの言説ジャンルの厳格な限界を定めることで、この権利を擁護する可能性をみずからに与えているかどうかである。法からその倫理的内容を取り除くことで、ある内容を倫理に残すことはできるのであろうか。

二つの考察を用いて、この問題をはっきりさせることにしよう。第一の考察は、1990年に採択された、ガス室存在否定論に対するゲソー法に関する。1991年にこの法によって裁かれたフォーリッソンは、支持者たちにパリ軽罪裁判所に驚くべき量のダンボール箱を運ばせた。彼は、ニュルンベルク裁判——これについての書物がダンボール箱を埋めていた——全体を「科学的に」解説することで、自分自身で弁護を行うことを提案した。判事は、時間がないためその提案を拒否すべきと考えた。フォーリッソンは、司法は歴史的眞実の立証と同様、時間の考慮によって制限されないと反論した。このような論拠は、みずからが認識の場に位置する「修正

²¹ Cf. Hegel, *Système de la vie éthique*, trad. fr. Taminiaux, Payot, 1976, pp. 155-156.

²² Hegel, *Encyclopédie des sciences philosophiques, Philosophie de l'Esprit*, § 499, trad. fr. Bourgeois, Vrin, 1988, p. 290.

主義」にすぎないと主張する、ガス室存在否定論のなじみの戦略に対応している。そこで損害賠償請求人の弁護人は、フォーリッソンがその解説の最中に発するガス室存在否定論の言葉はすべて、ゲソー法により現行犯となることに注意を促し、この論拠を攻撃した。現行犯は、法廷内で犯されるあらゆる不法行為と同様、裁判を主宰する判事によって予審に付されるべきであろう、と。この熟練した手続きは、法が固有の決定の空間を作り出すことを考慮に入れることで、争異を即座に係争へと変える。この空間は、認識的なもの（現行犯である）と規制的なもの（ガス室存在否定論は不法行為である）を即座に結びつける。この空間は閉じている、と言える。とはいえ空間が閉じているのは、まさしく、判事が下すはずの決定の効力による。判事の決定は、法の判断の認識的契機と規制的契機を結びつけることで、法を実効的なものにする。このような閉鎖性〔終了〕の形式がなければ、判断は無限となり、司法は可能ではないであろう²³。現在ゲソー法に異議を唱えている歴史家たちは、このことを覚えておくべきであろう。

第二の考察は、リオタールのカント読解を導く「政治理性批判は書かれなかった」²⁴という文と関連している。異質なものの権利を実現すべき真の政治は、批判のシステムのいかなる契機にも存在しえなかつたとされる。その異質性そのものゆえに、それは哲学の断片のうちにはしか見出されないという。これが『争異』に見出される「補説」の原則であり、より正確に言えば、リオタールによるカントの小論文の使用の原則である。そうした小論文は、理性の統一的法廷を免れた批判の断片とみなされている。この法廷は、すべての決定的判断を召喚するにいたる。これに対し、普遍的概念を所与に適用するのではなく、異質な所与から経験の普遍的意味を確立しようとする判断、すなわち反省的判断の領域全体がこの法廷を免れる。

しかしリオタールの第一の主張は、最初から疑わしいものである。カントにおける政治批判の顕著な不在は、法論の必然的な存在による²⁵。批判から法論へのこの移行は、批判の手続き全体における本質的差異、すなわち適法性と道徳性の差異を

²³ わたしは記憶を頼りに裁判の第一日目について語っている。結審の際、フォーリッソンは執行猶予付きの10万フランの罰金という有罪判決を受けた。

²⁴ Lyotard, *Le Différend*, p. 189.

²⁵ 別のテキスト『熱狂』では、リオタールは『法論』を政治的テキストとして扱うことへの拒否を明確にしている。「そこには歴史-政治論は存在しないはずである」(*L'Enthousiasme, Galilée, Paris, 1986, p. 11, 同じく p. 16 も参照*)。さらにこのテキストは、『争異』は政治的なものと法的なものとの裂け目であるが、カントにおいて本質的な適法性と道徳性との差異をそれ以上巧みに接合しえないことをより明確に示している。

基盤としている。この差異によって、諸個人の形式的共存を保証する外的制約としての法と、適法性と個人的動機の現実の共存としての倫理を接合することが可能となる。かくして、法は倫理の外的実現となり、倫理は法の内面化された実現となる。ところでリオタールは、適法性と道徳性のあいだに乗り越えたい争異しか見出さない。『争異』末尾に置かれた索引には、「適法性」と「道徳性」の項目は不在である。そして「法」のそれは直接に倫理的領域を参照しており、「正しさ」はリオタール倫理学の根本的な概念でさえあるというのに、権利や正義——これらも列挙されていない——への参照はない。索引から本文へと戻ろう。法は認識の言説ジャンルによって限定されており、倫理の内容を否定的に指し示す。まさにそれゆえ、法的適法性は「真の」法の確立にいかなる基本的な役割も果たさず、「真の」法は認識の必然性を欠くのである²⁶。

このようなアプローチは、それゆえ政治の中心にある立法の力動性を麻痺させてしまう。司法は実際、事実の立証（現行犯である）にも、成文法への包摂（ガス室存在否定論は不法行為である）にも限定されない。司法はまた、法の起草、新法の採択をも含意する。それゆえ立法作業が、諸個人の共存を保証する適法性と諸個人による法の内容の承認を保証する道徳性を接合しようとする際の、法の政治的、倫理的意味について論じることができる。このような接合が存在しなければ、法廷は個人的道徳を引き合いに出すあらゆる行為に対して無力となるであろう。実際、被告が自分自身の行いに対して主張する道徳的判断を、それを粉碎することで強制することしかできないであろう。

このように、立法作業は外的適法性と内的道徳性の弁証法的差異を基盤としており、これら二つの要素を考慮する決定によってこの差異を乗り越えようとする。この決定が、法にその倫理的内容を与える。判事がガス室存在否定論の不法行為（立証されたものや現行犯）を有罪とするとき、判事は適法性と道徳性の接合にひとつの特異な実在を与えることで、倫理的行為を成就している。判事は、ある事例のある法律に包摂するだけでなく、この接合を決定するのである。もはや弁証法のものではない用語のうちで、法の言説を支配するゲームの規則を、使用が変更する。決定は、立法のものであれ司法のものであれ、それゆえ法のシステムを閉鎖するが、

²⁶ O・ドゥカンは、O. Dekens, *Lyotard et la philosophie (du) Politique*, Kimé, Paris, 2000, p. 11 に於いて「判断しなければならないが、判断しえない」と明言している。

その前進を妨げることはない。決定は、(新法の採択によって) 適法性と道徳性を普遍的に統一する一連の決定、あるいは(判例となりうる法廷の判決において) 両者を特異的に統一する一連の決定からなる歴史を可能にしさえする。適法性と道徳性の弁証法的接合に力動的な意味を与えることを拒むリオタールは、法のこのような前進を説明していない。というのも、法はリオタールにとっては倫理的意味を持たず、立法、法廷およびその歴史は、政治的意義を持ちえないからである。彼にとっての法は、依然として内容を決定すべきものであり続ける倫理の開放性と力動性とに對置された、不活性な形式にとどまるのである。

2. 開いたシステム、閉じたシステム

法のシステムの閉鎖性を強調したところで、われわれはリオタールがみずからに課している目標により肯定的に取り組むことができる。すなわち倫理を、そしてまた政治をあらゆる全体主義的閉鎖性から解放するのに適した概念的開放性の道具として、争異を使用することである。争異は、定義上いかなる全体性にも、いかなる絶対的総合にも閉じこめられることのないものである。かくして争異は、弁証法的差異が全体化のシステムの統一性に消え去るかぎり、何よりもまず弁証法的差異と對立する。だがわれわれが法について述べたことは、他の領域においても実証されるのではないのか。開放性の意志は、閉じたシステムに固有な力動性を説明していない可能性がある。それゆえここでは、解放のための二つの戦い方、つまり弁証法のそれとリオタールの言説のそれを突き合わせなければならない。

結果と義務

リオタールはこの対決を、『争異』の手続きにおける根本的な問いによって翻訳している。「唯一的なものが文の連鎖の目的であり、よってその法なのか」²⁷。あるいは別の言い方によれば、「諸々の出来事を一者へと連鎖させる」べきであろうか。

もしも肯定によって答えるならば、言説ジャンル間の還元不能な差異は、真と善を同時に開示すると称するある言語の一義性に埋めこまれていることになる。もは

²⁷ Lyotard, *op. cit.*, p. 130. 次の引用も同様。

や争異はなく、それゆえもはや他性はない。文や出来事のあいだのあらゆる差異は、統一性へと向かう単なる一段階という地位へ還元される。このような問いを提起したとき、リオタールがすでにお気づきの解釈によって、ヘーゲル哲学に正面から取り組まざりにはいられなかったことは言うまでもない。すなわち、差異が矛盾にまで押しやられるのは単に止揚のためであり、この止揚が、有意味なすべての文と出来事を包摂するシステムの絶対的同一性を定立する、という解釈である。

リオタールの批判は、結果の水準へと向けられた。結果は、ヘーゲルにとってはシステムの検証と閉鎖の契機である。近代性は、生産技術という形でしか科学を構想しない西洋思想に支配されている。可能なかぎり短時間での「結果の義務」をつねに要求することもまた、近代性全体の役目である。リオタールは、このことについて悲観的に語っている。次世紀にはもはや書物は存在せず、受け手に物理的に到達した瞬間から結果を手にする情報、メッセージしか存在しないであろう、と。開放性は逆に、「到来するであろうか」という問いの様式で呈示される。この問いは、出来事とメッセージを同時に対象とする動揺、逡巡を表現する。どちらも、確実に到来しない。そして両者について判断するには、無限の時間が必要となる。この決定不能性は、「出来事が時間の可算的な使用に抗して行いうる究極的抵抗」²⁸である。決定不能性は、通常の「結果の義務」を純粋に倫理的な義務とつねに不確かな結果へと分割するのである。

リオタールが意味深にも（「結果」ぬきで）義務だけを論じている章では、倫理的開放性が文の連鎖の核心となっている。そのテキストによれば、記述文と規制文を連鎖させることはできない。これらの文の体制間の争異は、まさしく規制文を、つまり倫理の〈法〉をそれ自体として考察するよう義務を課す。倫理の〈法〉は、決定する法や強制する法、科学的ないし法的な法のすべてに対する自律性を保証するかぎりにおいてのみ、義務を課すのである。

連鎖のこの不可能性は、妥当ではない三段論法の形で呈示されている。リオタールはまさに、「記述から規制を演繹するのは不可能である」²⁹と述べている。そうした文のあいだには、規制的かつ全稱的であるような小前提をつねに付け加えなければならないであろう。たとえば「二百万人の失業者がいる、それゆえ不完全雇用の

²⁸ *Ibid.*, p. 15.

²⁹ *Ibid.*, p. 160. 強調は引用者による。

対策を講じなければならない」という連鎖は、第一の前提と結論のあいだに「万人が働くべきである」という第二の前提を付け加えなければ適切ではない。このように構築された三段論法は、形式的に妥当である。だがここでは連鎖の不可能性は、法とその形式化の外的批判を超えて、内容の水準で働いている。三段論法の形式的妥当性は逆と思わせるかもしれないが、法の全体化（万人が働くべきである）は、いかなる証明の対象ともなりえない。いかなる認識もいかなる反省も、認識の特称的〔特殊〕な領域を不当に乗り越えることなしには、強制された諸主体からなる全体性を定立することはできない。リオタールの論拠は、語のカント的意味において批判的である。強制された諸主体の全体化には、所与のいかなる内容も対応していない。絶対的な総合は可能ではなく、それゆえ倫理の法が絶対的であるのは、法がそうした総合の結果ではなく、各主体に無媒介的に課せられる場合のみである。

このように呈示された記述と規制の根本的な差異は、とはいえ弁証法によって動員されるものである。しかもこの差異は、ヘーゲルの同意を得るであろう。上で説明した演繹の不可能性は、概念の論理に登場する「反省の三段論法」の一例である。その文脈では、演繹は不可能ではないが完全に恣意的なものにとどまる。小前提「万人が働くべきである」は、経験的状况（人口の一部が働いている）からその全体化へと保証もなく移行する反省の行いである。これは、三段論法の演繹の核心に位置する規則を欠いた帰納を含意している³⁰。その結果、三段論法はその必然性のすべてを失う——そして結論「不完全雇用の対策を講じなければならない」は、誰にも義務を課さないこととなる。

ヘーゲルにとって、推論のこの限界は「必然性の三段論法」への運動をもたらす。まず帰納によって到達される中間項がしだいに類へと変化し、こうしてある存在の本質的な性質を明らかにすることを可能にする種差に依拠することとなる。正しい差異を見つけることが、かくして三段論法の課題となる。かくして必然性は、法が表現する絶対的義務とあらゆる認識の特殊性の極限的な差異（あるいは争異）の向こう側にある。三段論法の間項を固定することで、リオタールはこの差異に不治のものとしての地位を与えるのである。

³⁰ Hegel, *Science de la logique, La Doctrine du concept*, trad. fr. Labarrière-Jarczyk, Aubier, 1981, p. 184.

開放性の二つの道

差異のこのような固定化は、必要なのであろうか。ここでは二回に分けてそれに答えなければならない。なぜならリオタールは、必ずしも相容れない二人の著者レヴィナスとアドルノから影響を受けつつ、必ずしも両立しない二つのテーゼを擁護しているからである。

それゆえまずは、こう言うことにしよう。必然性の三段論法を認めることはできない、なぜなら争異の哲学は道徳的義務の絶対性を含意するからである、と。法とそれに従う諸存在のあいだの深淵は、いかなる媒介も許容しないはずである。それは不治のものであり、法の絶対的¹他性が他人の他性の根本的な定義として用いられるほどである。他人はつねに、わたしと対面する法の顔である。「自我は他者から生じるのではなく、他者が自我に到来するのである」³¹。この段階で、レヴィナスにおける現前とまったく同様に、弁証法との葛藤は明らかである。ヘーゲルの——あるいはマルクスの——弁証法がそうであるように、必然性の思想は倫理と認識を、規制的なものと認識的なものを連鎖させる。争異の思想は、レヴィナスの——あるいはリオタールの——思想がそうであるように、この連鎖を認めることができない。なぜなら争異の思想は、規制的なものの絶対性を保証するからである。弁証法は、二つの意識のあいだの承認から法の再認識への移行に依拠している。これに対して争異の思想は、法との関係が依然として、認識不能な他者との関係であることを含意している³²。まったく同様に、出来事は必然性と対立する、とも言えるであろう。自我の「閉鎖性」は、同化不能なスキャンダルとしての他者の到来を保証し、よって到来するものの他性への開放性を保証する。かくしてこの閉鎖性は、出来事の内在的決定を含意するようなシステムの閉鎖性と対立する。

それゆえリオタールは、「倫理的な文(無限)と思弁的な文(全体性)のあいだで、いかなる法廷が争異を認識し解決しうるのか」と述べている³³。しかし争異はむしろ、すぐにその固有の理論を獲得するように思われる。この理論は、義務の絶対性や倫理の純粋な領域で満足するものではありえない。文の連鎖それ自体が、規制的なものではなく必然的なものの秩序に属している。「連鎖させなければならない」は、「きみは連鎖させなければならない」ではない。選択の余地がない、と述べるだ

³¹ Lyotard, *op. cit.*, p. 163.

³² *Ibid.*, pp. 163-164.

³³ *Ibid.*, p. 169.

けでは十分ではない。義務を負うような仕方、文の出現にとらえられるわけではないからである。むしろ出現を文にすることは、文の必然性である」³⁴。

そうである以上、それゆえもはや必然性と法の内在性を排除することではなく、むしろそれらを出来事の開放性と両立させることが肝要である。弁証法との戦いは、もはや正面からのものではなくなる。むしろ弁証法的差異の力動性を、その全体主義的閉鎖を妨げつつ保存することが課題となるのである。

事実リオタールは、二つの問いを接合しようと試みている。第一の問いは、法と個人との倫理的差異が弁証法化されえないためにはどうすればよいのか、というものである。そしてその答えは、〈絶対的義務〉の側に見出される。第二の問いは、弁証法的差異が全体化されえないためにはどうすればよいのか、というものである。そしてその答えは、他性を「感情の出来事」にすることなく他性を尊重しようと試みる認識の理論の側に見出される。この段階において、リオタールはごく当たり前のようにアドルノに依拠している。「肯定」弁証法は認識のあらゆる契機を盲目的な必然性へと変えるのに対し、弁証法的批判は自己に閉じこもることなく必然性の力動性を保存するであろう。そのために弁証法的批判は、知の全体化と戦い、概念を磨き上げる緊張と差異の和解を許すことなく、両者の分析だけを維持するであろう。このような観点、アドルノの観点は、他性を絶対化し認識不能なもの側へと推し進める倫理とは根本的に両立しえない³⁵。ただし否定弁証法は、〈争異〉の思想とまったく同様に、真なるものという観念なしですませることはできない。「札止めにする」³⁶すべての思想と自分自身の手段で戦うために、緊張（あるいは争異）の分析が、〈他者〉の解釈学にとって代わらなければならない。全体化しえない弁証法的状況を説明するミクロロジーが、普遍的な法と諸個人との絶対的差異を表明する倫理にとって代わるのである。

干渉とゲームの規則

このようなアプローチゆえに、リオタールは「思弁ゲームを行うために認めな

³⁴ *Ibid.*, p. 171.

³⁵ *Ibid.*, p. 163.

³⁶ リオタールが『非人間的なもの』の序文で用いている表現による。この緊張については、O. Dekens, *op. cit.*, pp. 53 *sqq* 参照。

ればならない一群の規則」³⁷を言表するよう促されるものの、このゲームに参加することはない、あるいは別の規則（言語学的分析のそれ）によってゲームを行っている。それゆえこうした言表とヘーゲルのそれとのあいだには、事故の起きかねない危険な「干渉」が生じる³⁸。

この事故は、『大論理学』の冒頭で生じる。思弁的な思惟は、完全に無限定な、無としての純粹存在を定立し、かくして存在と無の力動的な同一性、生成を明らかにする。しかしこの言説は、リオタールによれば、記号の象徴的な両義性が論理的メタ言語の一義性によってまったく乗り越えられず、「それに終止符を打つまさにそのときにも維持される」³⁹かぎりにおいてしか機能しない。あるシニフィアン（「存在」という語）は実際、二つの異なるシニフィエ（存在と無）を含意している。別の言い方をすれば、この文（「存在は……である」）は、いくつもの世界〔領界〕を共呈示〔co-présente〕しているのである。この両義性の規則は、それゆえ内在的規則あるいは逆説的導出の規則にとって基盤としての役割を果たす。ヘーゲルの文は、諸存在のクラスを決定するかわりに自己自身を参照しており、両義的なもので自己を言い直しており、かくして自己矛盾している（「存在は存在である」は何も意味しておらず、よって存在は無を語り、無は存在を語る）。そして結局のところ、同じ文が自己自身の結果（「存在が生成する」）として自己を定立することで、その自己参照的循環が締めくくられる。このループが、論理的主体の自己に対する参照のすべてである。妥当性を検証しうる文はひとつの世界を呈示〔présente〕し、新たな連鎖を待機しつつ「……がある〔il y a...〕」を言表する。これに対して論理的〈自己〉は、主観的な記憶〔Erinnerung〕において、みずからが呈示したばかりのものを内面化し、一切の待機に終止符を打つ概念的な「あるもの〔ce qu'il y a〕」においてこれを再呈示〔re-présente〕する⁴⁰。このとき、別の言語活動の余地、別の反省の余地、あるいは他についての反省の余地はもはやない。他はつねにすでに〈わたし〉——これはまたわれわれでもある——に包摂されている。思弁的言説は、かくして論理的に、諸々の文の呈示を締めくくるすべての言説をある現勢的な全体性へと凝縮させ、世界の網羅的な像を呈示するという錯覚を与える。これが神話の物語であり、神話の

³⁷ Lyotard, *La condition postmoderne*, p. 64.

³⁸ Lyotard, « Essai d'analyse du discours spéculatif », Degrés, Bruxelles, n° 26-27, 1981, p. B8 ; cf. *Le Différend*, pp. 19-22, pp. 140-141 ; ヘーゲルについては、*Science de la logique*, I, p. 58, pp. 72-78.

³⁹ Lyotard, « Essai d'analyse du discours spéculatif », p. B4.

⁴⁰ *Le Différend*, p. 109, p. 118 sq., p. 139.

物語は同一の運動によって世界、民族、言語の誕生を説明し、みずからの伝達によってみずからをはぐくみ、新たな出来事の一切をその記憶へと吸収する。

反ヘーゲル主義は、この文脈において反全体主義である。どの文も呈示され再呈示されうるとしても、リオタールがカントにならって述べるところによれば、すべての呈示の表象は決して呈示されない⁴¹。そして反全体主義とは結局、出来事の待機であり、予想外で記憶による内面化の否定によって管理されない文を待機することである。忘却のために、特異なものへの開放性のために戦うことで、呈示が再発見される。それぞれの文の「……がある」は、かくして「到来するであろうか [Arrive-t-il ?]」と化すのである。

しかしながら、リオタール自身によれば、ヘーゲルの現象学は弁証法の吸収力に対して距離を保っている。ヘーゲルの現象学は、論理がわれわれと〈自己〉とを同一化する前に、意識(対自)とこの運動に対する問い(対われわれ)とを区別する⁴²。これには、ヘーゲル自身が呈示と表象を区別している、と付け加えておこう。なぜなら、もし『現象学』の二次的な読解の審級である「(われわれ)」が経験につれて「わたし」の普遍化を呈示するとしても、「(われわれ)」はこの特異性の残存形態と対立するからである。特異性は、対象の無媒介的で特異でもある把握をみずからに表象する。そしてこの把握は、まったく最初の形象(感覚的確信)において経験の全体性として表現されるのである。この葛藤が、まさしく『大論理学』の冒頭で炸裂する。経験の普遍的意味の純粋な目標、すなわち存在はまったく同様に、具体例を求める表象的意識によって、呈示のテキストの余白においても(一連の注記において)反省されている。そうした具体例はいずれも、存在と無の同一化に対する反証である。わたしの家、わたしの財産、わたし自身はやはり無ではないのであり、われわれは存在であって無ではない。表象は、それゆえこのような同一化の結果に対し根本的に敵対している——生成に敵対している。それゆえ表象は、待機すべきものは何もないという錯覚を保ちつつも、その執拗な遅れを示す。というのも依然として論理が存在-無の統一性(抽象的生成)の「最も近い例」⁴³しか呈示していないときにも、表象はすでに具体的なもののうちにあるからである。

リオタールは、反省に存在の論理の前進を割り当てる際、呈示と表象を混同して

⁴¹ *Ibid.*, p. 18, p. 93, p. 121.

⁴² *Ibid.*, p. 138, pp. 142-143.

⁴³ Hegel, *Encyclopédie I*, § 88, p. 353.

いる。この段階では、主語は自己とは異なるものを、存在とその客観的限定を参照することでしか前進しない。主語が自己を参照するには、それゆえ限定という自己自身の努力の形式的契機（規則）を再呈示や本質の論理において言表するには、より遠くまで赴かなくてはならない（思弁の前進に対する——偶然的な？——遅れを告発するリオータルは、これを行っていない）。論理的主語は、あらゆる外的な指向対象（あらゆる存在）の無媒介的定立を反映することで、それを「 $A=A$ 」という同語反復命題の形で表現する。しかしこの命題は、両義的である。項 A は、そこでは決定されるものかつ決定するものとして見出される。それゆえ両義的なものは、二つの項を区別する「 $A \neq B$ 」という式において内在的かつ逆説的な仕方では表現され反省される。またこの式は A がそれ自体と同一（ B とは異なる）と想定するため、最後にもうひとつの式「 A は A であると同時に非 A であることはできない」が最初の二つの式の結果を表現する。この命題は、第三項排除の命題〔排中律〕であり、それゆえヘーゲル自身にとっては非真である。客観的限定を説明するために自己を参照する論理的主語は、反省と限定の差異、メタ言語と対象言語の差異、同一性と差異の差異しか明らかにしない。論理的主語は、全体化の規則（両義性、内在的導出、結果）という外見の下、みずからが限定すべきであった第三項の排除を進めているだけなのである。「 A は A であるか非 A であるかである」⁴⁴。それゆえ表象が内容を持つのは、外的な指向対象によって、全体の空虚な概念(A)を例証することによってのみである、と確認される。そうした指向対象は、対立項のひとつ（ A または非 A ）でしかありえない。このような矛盾した手続きは、対立を乗り越えることを可能にするような新たな第三項を犠牲として行われる。表象は、それゆえその形式においても内容においても全体主義的で排他的である。表象は、概念的呈示のどの契機をも、世界の同一の像から引き出された例へと差し向ける。そうした像は、つねにすでに全体的で聞く耳を持たない総合の形式において構成される。この総合は、特異な主語とそれと同様に特異な対象（わたしの家、わたしの財産など）の無秩序な総和との出会いから生じる。

表象に対立し、限定する文を実際に発するのは概念の論理の役目である。この第三項包摂の論理は、二つの概念間の矛盾が表現することなく含意している、限定された観念を発見することをめざす。思惟に対して呈示されるこの第三項は、システ

⁴⁴ Hegel, *Science de la logique*, I, 2, p. 81.

ムの全体性を潜在的に表現する。この第三項は概念的出来事の形を取り、その定式は「何が到来するのか」となるであろう。リオタールにとっては、いかなる全体性も呈示されないこと、いかなる概念も文の将来の連鎖を説明しえないことが、要するに出来事が無規定のままであることが肝要であり続けている。これに対してヘーゲルにとっては、出来事は自由であると同時に規定されていることが明らかとなる。その自由はその必然性に一致し、あらゆる恣意的な選択は表象の現勢的な全体性のうちに消え失せる。呈示と出来事のこれら二つの考え方の対立が、リオタールと弁証法のあいだの争異を説明してくれる。この争異の倫理的、政治的含意を再び取り上げなければならない。

アウシュヴィッツ

リオタールにとって、弁証法は神話の同一化の力を思弁的に導入し、後にナチズムがこの力を臆面もなく利用した⁴⁵。二〇―三〇年代に損なわれ、「歴史的な遅れ」（リオタールはラクー＝ラバルトを引用している）を病んだドイツの自己同一性は、ある無時間的な過去への呼びかけにより、この遅れを中心として、自己を再び強固なものにしようとした。すなわち、北欧神話という過去である。「神話はそれゆえ、古風な現代政治、人類の政治としての共同体の政治、理念的な未来の政治としての現実の起源の政治という怪物となる」⁴⁶。政治的神話はまさに、表象に固有なこの永遠の遅れから一貫して取られている。その表象は依然として、すでに、そこにある。依然として非常に古いゲルマニアのうちに、すでに強制収容所の恐怖のうちに。政治的神話はすべての神話と同様、現実的なものを内面化することでこれを否定し、全体的形式で置き直す能動的な記憶〔Erinnerung〕に依拠している。

出現したとおりの倫理的出来事は、それゆえ記憶の否定的内面化をつねに超過する。倫理的出来事は神話でも、システムに包摂しうる事実でもない。それは、それ自体で異なっているのである。出来事による歴史の断絶、倫理の要請を裏返った形で翻訳する絶対的に非倫理的な出現、よってそれがアウシュヴィッツである。「死としての純然たる自己同一性」⁴⁷の出現、組織的絶滅は、経験との和解のいかなる余地も残さない。あるいは、他者としての他者の承認にさえいかなる余地も残さない。

⁴⁵ *Le Différend*, p. 219 sq.

⁴⁶ Lyotard, *op. cit.*, p. 219 sq.

⁴⁷ *Ibid.*, p. 284.

絶滅は、ある裂け目を前提とする。すなわち、依然として認識されたものの秩序に属しているものの、もはや決して合理的全体性の秩序に属さない裂け目である。かくしてリオタールは、このようなアドルノの考えを、どの言説ジャンルがアウシュヴィッツと連鎖すべきなのか、と翻訳する。いかなるジャンルも、SSと被收容者には共通しない。被收容者は、ある義務の受け手では決してなく、命令の実行の犠牲者である。それゆえいかなるジャンルでもなく、不可能な連鎖を待機し、沈黙によってもたらされる文-出来事⁴⁸。「それは到来した」は、あらゆる結果を反駁し、認識のうちにはあらゆる思弁の崩壊を告げる裂け目しか存続させないである。

以上により、全体主義的表象がいかなるものかを説明する際には、弁証法自体には負い目はない。政治のそれを含む表象の危険は、理性と時間から切り離された聞く耳を持たない総合の運動により、システムの一契機を絶対視することにある。かくして、それ自体としては非本質的な地理的な差異が絶対視されると、人種差別的殺人を招き、国家の自然的契機が絶対視されると、暴力的ナショナリズムを招き、その自己同一化の契機が絶対視されると、政治的全体主義を招く。しかしこれらの表象——そこに近代的な権力装置を付け加えることもできよう——を並べたとしても、せいぜいナチズムの台頭を許したゲルマン神話の力を解明する程度であり、大虐殺を解明することはできないであろう。アウシュヴィッツはいかなる体系的な呈示の要素ともなりえないだけでなく、さらには表象の契機でもない。倫理的断絶はまさしくここに、全体主義的表象と呈示との対決のうちに見出される。ここにこそ唯一の弁証法的大争異が、ヘーゲル自身が絶対に未解決なもののみならず争異がある。かくしてヘーゲルは、表象が自由の現実化に対してつねに取る歴史的遅れを思考する者として、すべての（論理的、自然的、政治的）概念の移動、固定、混乱した全体化を同一のモデルによって思考することから遠くないところにいる。それは、思想、法、自由との争異から無化の意志を汲み取る、粗暴な現実化のためである。この理解不能で呈示不能な出来事は、つねにそこにあったものとして、また理性との解決不能な葛藤において遅れたものとして生起するのである。

政治と歴史

リオタールにとっての政治は、法とは根本的に異なる。法のジャンルは、最善の

⁴⁸ 本論の第一部と P. Billouet, *op. cit.*, p. 92 を参照。

場合でも閉じた非創造的なシステムのうちで完成する。そうしたシステムは、紛争を同化吸収し争異を排除する。逆に政治は倫理の開放性を基盤としており、ジャンルでもシステムでもない⁴⁹。政治は、文の多元的な存在論を十全に表現する。「政治は、言語がひとつの言語ではなく諸々の文であること、あるいは存在はひとつの存在ではなく諸々のある [ilya] であるということに存する」。要するに政治とは、出来事の聴取であり寄せ集めである。それは到来するものの規則あるいは導きの糸を探すが、異質な文のあいだのそれぞれの出会い、それぞれの争異の特異性をつねに肯定する。決して呈示しえない全体性の関数として反省を行う政治は、いかなる独断論的閉鎖も回避する。到来するものは実際、記号をもたらず=合図する [fait signe]。そしてこの記号は、限定する判断によってある概念へと包摂することができない。それはまた、ヘーゲルにおけるように、記憶が内面化しようと同時に観念のために否定しうる感覚的痕跡でもない。それは、あらゆる既存の言説への抵抗という形で与えられるものであり、よって絶対的に特異なままにとどまるものである。あらゆる争異は、それゆえ記号をもたらずのだ⁵⁰。かくして真の歴史は、ある観念の実現を示す記号の歴史となる。真の歴史は完全に政治的である。出来事はつねに、フランス革命時のフランス民衆のそのように、ある集合的行為の瞬間に把握可能となる。そのとき行為は、呈示不能な全体的集合体（人類）の関数として継続される。

しかし、呈示不能なものはここで、言説ジャンルの理論では有していなかった調整機能を与えられていることを認めなければならない。あるジャンルの覇権を決定的に放棄しなければならないまさにその一方で、政治を否定的な形で定義するジャンルの不在が、肯定的な形では全体の観念が大挙して舞い戻ることを含意しているのである！ 出来事-記号の出現は、この視点からすれば非常に両義的である。なぜならこの出現は、啓蒙主義の政治の抽象的な大目標、すなわち自由と正義へと超越的な仕方ですり返すからである⁵¹。とはいえ、そこにはそれ以上のものもある。リオタールは出来事に感情の衝撃を与えており、この感情が最も明確な仕方ですべて性の観念を含意している。政治的崇高は、記号が構想力に、それに対応する観念を呈示するための空しい努力を課す際に生まれる。それゆえ、この観念は否定的にしか

⁴⁹ *Ibid.*, p. 200. つぎの引用も同様。

⁵⁰ *Ibid.*, p. 90.

⁵¹ この点については、Gualandi, *op. cit.*, p. 133 参照。

呈示されないこととなる⁵²。しかし、ここでこの観念をいかにして表象から区別すればよいのか。表象は、リオタール自身によれば、呈示の否定なのである。

要するに、リオタールが提案する政治的開放性は、維持しうるものなのか。争異への権利は、全体性の亡霊から逃れ、出来事と個人を同時に解放することを可能にするのか⁵³。われわれは、この亡霊が弁証法のシステム化から正常に解放された争異の上を執拗に徘徊していることをこれから確認する。リオタールが資本とプロレタリアートの力関係を再解釈するとき、資本は単独でシステムをなし、全体主義的表象によって支えられている。しかしリオタールがまさにそれを語るとき、彼はそれを疑っている。「文の全世界、全連鎖は、資本の唯一の目的性に従属しており、従属させられうるのであり（だが資本はひとつのジャンルなのか）、この目的性から判断される」⁵⁴。ところで資本がひとつのジャンルでないならば、争異に達することなく係争を裁く法廷のようにはもはや活動しない。資本は、対立する諸記号への感受性を保ちつつ、自己の敵対者たちに適応しつつ、そして資本を容易に発見しえないものとする変幻自在の管理様式を用いつつ、政治的に活動する。かくして（資本がひとつのジャンルとしては呈示されない）否定的な政治は、リオタールが望む解放の政治の否定となりかねないことが早くも判明する。全体主義的表象は、開放性を自己自身の目的のために用いるのである。この両義性は、プロレタリアートの解放の力の側にも見られる。「プロレタリアートは共産主義を、文の自由な連鎖を、諸ジャンルの破壊を求める。共同体を求めるのだ」⁵⁵。それゆえプロレタリアートは、つねにジャンルと化する危険、解放という自己自身の目的を裏切る政治装置へと全体化する危険のあるジャンルではない。リオタールはこの危険に注意を促し、人類を解放するはずであった争異がいかにして「抑圧され」えたのかを説明させている。ところが彼は、この抑圧の彼方へと赴くことができない。戦略的に、抑圧的なシステムは被抑圧者へと開かれ、被抑圧者の闘争はシステム化され、それゆえ真の開放性の政治の余地が残るのかを知ることは非常に困難となる。

⁵² Cf. Lyotard, *op. cit.*, p. 219 sq.

⁵³ われわれが知るかぎり、このような解放について論じた最良の論文は Anne Sejten, « Politique négative », in Coll., Lyotard, *les Déplacements philosophiques*, De Boeck, Bruxelles, 1993, pp. 55-78 である。

⁵⁴ Lyotard, *op. cit.*, p. 246.

⁵⁵ *Ibid.*, p. 247.

『争異』では、リオタールは依然としてみずからの疑念を忘れ、明確で安心をもたらす仕方でも断言している。「文の体制間あるいは言説ジャンル間の争異は、資本主義の法廷によって取るに足らないものと判断される。経済的ジャンルとその文から文への連鎖様式は、出現、出来事、驚異、感情の共同体の待機を遠ざける」。しかし上で提起された問い（資本はひとつのジャンルなのか）は、彼の後のいくつかの著作において再び取り上げられ、その答えはしだいに否定的なものとなっていく。かくして経済的、金融的「ジャンル」さえ、もはや検出する同質性を持たない。〈資本〉は、科学技術的な管理システムへと変容する。このシステムは、その敵対者へと開かれ、争異と出来事を吸収し、自己自身への批判をみずからのうちに包含するほどであるため、それだけ効率的である⁵⁶。この同化吸収能力は、怪物性にまで高まった生命力にほかならず、リオタールの「非人間的なもの」の定義の基盤となっている。

かくしてポストモダンにおいては、開かれたシステムしか存在しないのかもしれない。とはいえ抑圧はつねにそこにあり、善き政治の取り分はつねにかくもわずかである。それゆえわれわれには、この善き政治の適切さを疑うことが許されている。善き政治は、みずからの武器をかくも容易に敵対者に盗まれてしまうのである。解放の否定的呈示、それは解放の崇高な表象でしかないのかもしれない……。

リオタールは、ジャンルを持たない政治の両義性のうちに定位するまさにその一方で、二項対立を再び見出している。すなわち、被告を排除する〈法廷〉（閉じたシステム）と、犠牲者たちを吸収する科学技術的〈怪物〉（開いたシステム）である。それゆえわれわれには、そうしたシステムはいささか神話的なものではないのかと自問する権利がある。すでに見たように、リオタールは法のシステムを、その形式主義ゆえに怪物的な支配の道具へと変容させていた。科学技術の怪物の方は、一度でも実在したことがあるのか。むしろ発見されるのは、科学を主調とする、技術を主調とする、政治を主調とする、法を主調とする際限のない多数の小システム——これらは相互に鏡像関係にある——なのではないか。この文脈においては、政治的なものは法的なものからそれほど隔たっているのだろうか。

こうした問いに答えるには、本論文の冒頭での考え方を継続し拡大するだけで十

⁵⁶ この点については、Gualandi, *op. cit.*, p. 75 参照。

分であろう。リオタールが提出している法の形式的解釈を乗り越えれば、法廷の仕事がそのような種類の文に限定するよう強いものは何もない。認識的なものと規制的なものとを結ぶ決定を含意する法の仕事は、出来事の大部分よりも政治的かもしれない⁵⁷。なぜなら法の仕事は定義上、決定とともに閉じられる小システムであり、そうした分野に適用され、判断を自由であると同時に限定された行為とし、まさにこの理由で全体主義的なものを何ももたない実定法〔肯定的な法〕だからである。法の仕事は、自己の外側に決定不能なものの領域をまるごと存続させるのである。

ヘーゲルには、これに近い考え方が見られる。ヘーゲルの現象学は経験を解放し、思弁的論理は自然を解放し、思弁的政治は個人とその意見を解放する。ヘーゲルはそう言っている。強い国家とは、その市民たちのすべての行為を裁くのではなく、裁判所の外側で彼らが生きることを許す国家である、と。政治的、法的領域は、決定に沿ってつねに限定された仕方で前進する閉じた全体性であるため、つねに出来事を撰取してすべての特異性を同化吸収する必要がなく、みずからへの批判のすべてに反対する必要すらない。もしもこの型の同化吸収が生じるならば、国家は無限定であるとともに絶対的な全体性となり、非合理的なものを受け入れるシステムとなり、個人の自由を無化するような表象の怪物となるであろう。歴史の弁証法的〈法廷〉さえ、リオタールが語ることは逆に (p. 54, 200, 203)、すべてを同化吸収することはない。この法廷が「すべての文を認識文からなる唯一の体制へと出頭させる」⁵⁸ (命令は「彼は……と命令された」となり、疑問は「彼は……と尋ねられた」となる) という主張は、しかもかなり奇妙なものである。これは『リオタール寓話集』の「奇妙なパートナー」に見られる、アングロサクソン批評のメタ論証的手続きを思わせる。しかしこの主張は、弁証法の手続きにはあてはまらない。弁証法の手続きにとっては、政治と歴史の領域は認識的なものの領域ではない。〈法廷〉が裁くとすれば、それは諸行為の抽象的妥当性を問うことを可能にするような隔たりによってではなく、出来事の限定によってのみである。それゆえ、出来事のうちにある限定されざるものや無際限な多様性のすべては、歴史によって同化吸収しうるわけではない。かくしてヘーゲルの文脈においては、自由の主観的側面(道徳性)と客観的側面(適法性)とを統合するような、自由の的確な形式を実現する行為だけが重

⁵⁷ たとえば、ヘーグの国際司法裁判所の仕事を想起されたい。

⁵⁸ Lyotard, *op. cit.*, p. 54.

要となるのである。

歴史の法廷はすべてを同化吸収するのではなく、よってその目的が実現されれば、未来の何ものも同化吸収できない。われわれの考えでは、このような閉鎖性の形式が、(ヘーゲルやマルクス主義の) 弁証法的法廷を過去へと固定する。この形式は、システム外に位置する出来事を弁証法的差異へと同化吸収するいっさいの試みを、ア・プリオリにばかげたものとする。しかも、あらゆるアウシュヴィッツ以前に。逆に、つねに残るのは、システムと表象の弁証法的争異である。いずれのシステムも、自己の外側に、同化吸収しえない他者として無限定なものの領域を残しつつ、自己の呈示を閉鎖する。システムそれ自体が無数にあるが、これはモナド論ではない。なぜなら、調和は——アウシュヴィッツ以後——崩れ去ったからである。無制限なものの領域は、システムがすべてを包括することなく自己を呈示するというし〔記号〕である。また逆に、ただひとつの呈示がすべてを定義すると主張するとき、この呈示は全体主義的表象にほかならない。かくしてアウシュヴィッツは、あらゆる歴史的理性のもうひとつの根源であり続けながらも、ナチのシステムによって「定義」されるのである。

結論

われわれは、争異と弁証法的差異を関連づける、リオータルにおける二つの挑戦を目にした。前者は非常に有名なものであり、すべての閉じ、凝固したシステムを告発し、システムなしに肯定的に思考することにある。この意味で争異の聴取は、法、ついで倫理、政治の領域のあらゆる安定した構成を揺るがす。また同様に、自己同一性のシステムによる、差異のあらゆる弁証法的回収を審問する。この第一の挑戦には限界がある。一方では、開いたシステムは閉じたシステムより食人的であることが最終的に明らかとなる。科学技術はみずからへの批判を同化吸収し、まさにこの理由でみずからを強化するのだ。他方では、争異の思想は全体性の亡霊を遠ざけるにはいたらない。記号を送る観念、そして特異性の彼方に位置し、否定的な政治や崇高なものを教義へと変える変容の可能性を表す観念がつねに存在するのである。

ここから、これほど知られていない第二の挑戦へと移ろう。この挑戦は、ジャン

ルの観念なしで必然性を思考することにある。むしろジャンルの必然性は存在するが、この必然性自体がある言説ジャンルにおいて理解される。認識の言説は、この必然性をその目的性とし、それを戦略的な、よって見せかけの戦略的争点としている。そうした争点は、法の領域においてあるがままたに見出される。それゆえ、他の言説のジャンルには必然性がない。その第一のものは倫理のそれである。義務はこうして必然的なものと、規制的なものは理論的なものと厳しく対立する。そして最終的には、非ジャンルの必然性、すなわち連鎖のそれが確かに存在する。すなわち、たとえ沈黙によってでしかないとしても、言説のあらゆるジャンルさえ乗り越えて連鎖させなければならない、という必然性である。この最後の必然性が政治の中心そのもので作用し、政治のために非ジャンルの文、それゆえ非システムの文を語ることを要求する。かくして、システムと弁証法に対する闘争はもはや領域（倫理、政治など）によって分割されることがない。闘争は、単に既成のすべてのジャンルに対する住み処も休息もない言説の闘争となるのである。

この第二の挑戦が、われわれの考えでは最も重要な挑戦である（なぜならそれは、第一の挑戦を内包するからである）。第二の挑戦によって、リオタルは呈示不能なもの、決定不能なもの、政治ならざるものの道へと導かれる。これは、決定の論理そのものが理論的なものと規制的なものとの接合を前提とすることに起因している。われわれが素描したヘーゲルの考えを推し進めよう。リオタルが述べていることとは反対に、この接合は三段論法において定式化することができる。三段論法は、あらゆる法を類的〔ジャンルの〕必然性へと導く。なぜなら、類〔ジャンル〕が即座に個人の当為であるとしても、類はまたそれ以上のものでもあるからだ。類はみずからを限定し、みずからを種、ついで個へと分割するのである。こうして類は実際に、選言的運動の段階にある必然性の段階へと達する。類はこの運動において、みずからの種別化の可能性を超えて、ひとつの個への同一化を決定する。いずれにせよ、個自身がある類として自己決定し、可能的なもの無際限の多様性を超えてみずからを特徴づけるのは、この段階においてなのである。リオタルはこの特徴づけの運動を考慮していないため、有意義な小さな特異性と食人的な大システムとを対立させることしかできない。ところが、より大きくより抽象的なシステムの無際限さと戦う小システムの効率性が欠けているのである。それゆえ、コミュニケーションの全体主義的システム、インターネット、そしてグローバリゼーションによってとらえられた個人を単に対立させることはできない。一部の個人（ハッカー

や中国の反体制派)は、特徴づけられた小システム(たとえばある大学のネットワーク)を利用して、より大きなシステム(アメリカのサーバー、中国政府の情報統制システム)を阻害し穴を開けることができる。そのとき、誰が大きな者で誰が小さな者かはもはやわからない。この確信が、全体主義に抗する唯一の保証なのである。

Jérôme Lèbre, « Différend et différence dialectique »

翻訳=三浦直希(上智大学ほか非常勤講師)